

## 平成 25 年「職員の給与等に関する報告」のポイント

### 1 民間給与が市職員給与を上回るプラス較差169円(0.04%)

#### ○ 本年の給与較差

| 民間給与     | 本市職員給与(※1)        | 較 差            |
|----------|-------------------|----------------|
| 418,525円 | 418,356円          | 169円(0.04%)    |
|          | (参考(※2)) 387,607円 | 30,918円(7.98%) |

(※1) 行政職給料表適用者(新規採用者を除く) 平均年齢44.8歳

(※2) 参考欄の金額は、本年7月から実施された給与の減額の特例措置が本年4月の人員配置の状況等で実施されたと仮定して試算した推計値。

- 市内民間事業所の事務・技術関係従業員(企業規模・事業所規模50人以上)と市職員の平成25年4月分給与を比較

### 2 月例給については、公民給与較差が小さく、おおむね均衡していることから、改定を勧告せず

- 給与改定を勧告せず、報告のみとなるのは2年連続

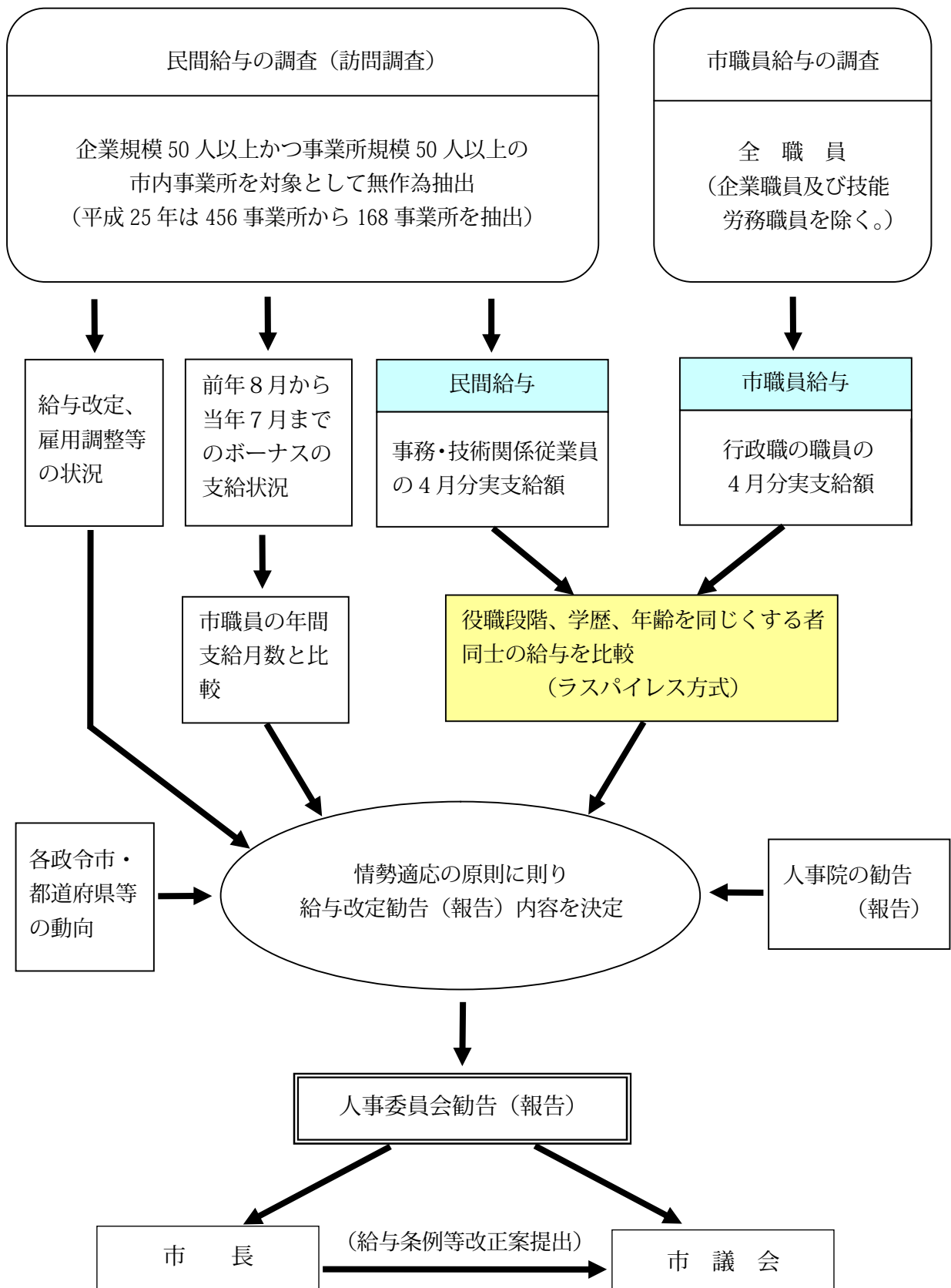
### 3 期末・勤勉手当(ボーナス)は据え置き (昨年実績3.95月)

- 民間の調査結果(昨年8月～本年7月)は3.95月(前年比0.01月減)
- ボーナス据え置きは、3年連続

### 4 高齢層の昇給・昇格制度の改正、高齢層管理職の給与減額措置、自宅に係る住居手当の廃止、給与減額終了後の適切な対応等について言及

- 国の給与制度との均衡を図るため、給料表の号給構成の見直しと併せて、高齢層職員の昇給・昇格制度の改正について、実施に向けた準備を進めること
- 国において平成22年から実施されている、高齢層管理職の給与減額措置についても、国の措置と均衡を図る観点から、実施に向けた検討を進めて行くこと
- 自宅に係る住居手当については、他の地方公共団体の動向等を踏まえ、国の給与制度と均衡を図る必要から、手当廃止に向けて検討を進めること
- 給与減額が終了する平成26年4月以降の給与については、適切な対応を望む

## 給与勧告（報告）の流れ



## 勧告率等の推移

| 年（度） | 公 民 較 差 |         | 特 別 給      |        |            |        |
|------|---------|---------|------------|--------|------------|--------|
|      |         |         | 民調結果（報告月数） |        | 市職員の年間支給実績 |        |
|      | 較差率（％）  | 金 額（円）  | 年間月数       | 前年比（月） | 年間月数       | 前年比（月） |
| 12年  | △ 0.02  | △ 95    | 4.74       | △ 0.21 | 4.75       | △ 0.20 |
| 13年  | 0.05    | 196     | 4.68       | △ 0.06 | 4.70       | △ 0.05 |
| 14年  | △ 2.02  | △ 8,548 | 4.64       | △ 0.04 | 4.65       | △ 0.05 |
| 15年  | △ 1.27  | △ 5,292 | 4.38       | △ 0.26 | 4.40       | △ 0.25 |
| 16年  | 0.16    | 676     | 4.39       | 0.01   | 4.40       | 0.00   |
| 17年  | △ 1.96  | △ 8,246 | 4.50       | 0.11   | 4.50       | 0.10   |
| 18年  | 0.31    | 1,289   | 4.47       | △ 0.03 | 4.45       | △ 0.05 |
| 19年  | 0.14    | 599     | 4.52       | 0.05   | 4.50       | 0.05   |
| 20年  | 0.41    | 1,717   | 4.49       | △ 0.03 | 4.50       | 0.00   |
| 21年  | △ 0.25  | △ 1,071 | 4.16       | △ 0.33 | 4.15       | △ 0.35 |
| 22年  | △ 0.21  | △ 904   | 3.94       | △ 0.22 | 3.95       | △ 0.20 |
| 23年  | △ 0.13  | △ 551   | 3.97       | 0.03   | 3.95       | 0.00   |
| 24年  | 0.01    | 24      | 3.96       | △ 0.01 | 3.95       | 0.00   |
| 25年  | 0.04    | 169     | 3.95       | △ 0.01 | (3.95)     | (0.00) |

注 1 平成16年、18年、20年の各年 4 月から、市の職員給与について、地域手当を 1 %引き下げた。

注 2 平成17年から、公民比較において、通勤手当を外し、管理職手当を加えた。

注 3 平成18年から、民間事業所の対象を従来の「企業規模100人以上」から「企業規模50人以上」に改めた。

（特別給について）

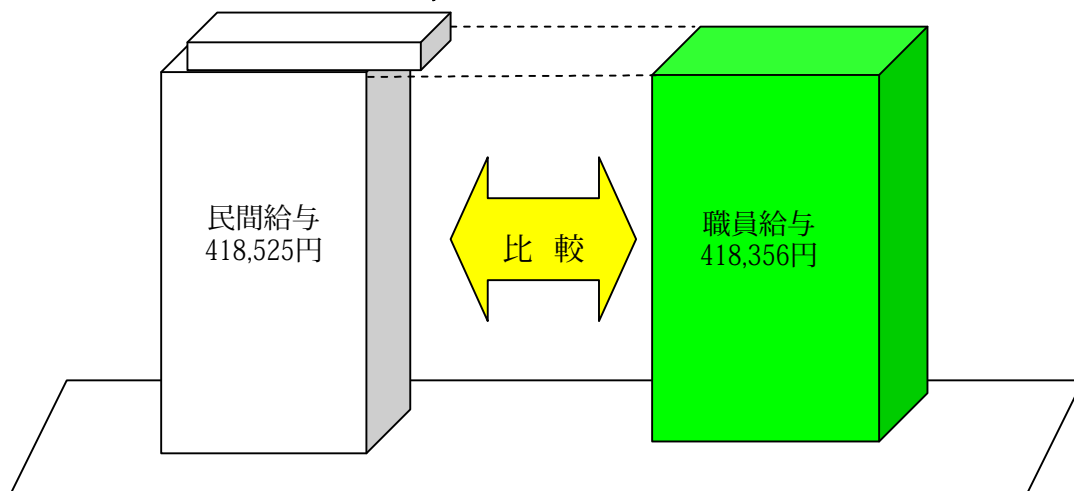
注 4 特別給の民調結果は、平成15年報告までは「前年 5 月から当年 4 月まで」、平成16年報告以降は「前年 8 月から当年 7 月まで」の年間平均支給月数である。

注 5 特別給の市職員の年間支給実績のうち、平成25年については、人事委員会報告内容である。

## 公民較差について

## 【本市における公民較差 (平成25年)】

行政職給料表 職員平均年齢:44.8歳

公民較差  
169円  
(0.04%)

## 【国における官民較差 (平成25年)】

(給与減額支給措置による減額前)

行政職俸給表(一) 職員平均年齢:43.1歳

官民較差  
76円  
(0.02%)